

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年5月23日
【会社名】	住友商事株式会社
【英訳名】	SUMITOMO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 岡 素之
【本店の所在の場所】	東京都中央区晴海1丁目8番11号
【電話番号】	(03) 5166-5000
【事務連絡者氏名】	主計部長 川口 喜八郎
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区晴海1丁目8番11号
【電話番号】	(03) 5166-5000
【事務連絡者氏名】	主計部長 川口 喜八郎
【縦覧に供する場所】	住友商事株式会社 関西ブロック（大阪） （大阪市中央区北浜4丁目5番33号） 住友商事株式会社 中部ブロック（名古屋） （名古屋市東区東桜1丁目1番6号） 住友商事株式会社 九州・沖縄ブロック（福岡） （福岡市博多区博多駅前3丁目30番23号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜1丁目8番16号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄3丁目3番17号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神2丁目14番2号）

(注) 上記のうち、九州・沖縄ブロック（福岡）は、法定の縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して縦覧に供する場所としております。

## 1【提出理由】

当社は、平成19年5月22日開催の取締役会において、住商リース株式会社（以下、「住商リース」）を当社の株式交換完全子会社とし、効力発生日を平成19年7月1日とする株式交換についての株式交換契約を締結することを決議いたしましたので、証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該株式交換の相手会社について

#### ① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

- ・ 商号：住商リース株式会社
- ・ 本店の所在地：大阪市中央区北浜4丁目5番33号
- ・ 代表者の氏名：取締役社長 山根 英機
- ・ 資本金の額：14,760百万円
- ・ 純資産の額：（単体）123,745百万円（平成19年3月31日現在）  
：（連結）144,903百万円（平成19年3月31日現在）
- ・ 総資産の額：（単体）1,262,766百万円（平成19年3月31日現在）  
：（連結）1,492,420百万円（平成19年3月31日現在）
- ・ 事業の内容：総合リース事業

#### ② 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

[単体] (単位：百万円)

決算期	平成17年 3月期	平成18年 3月期	平成19年 3月期
売上高	356,173	375,125	379,956
営業利益	18,243	21,431	24,785
経常利益	18,741	22,163	25,936
純利益	11,129	13,276	17,256

[連結] (単位：百万円)

決算期	平成17年 3月期	平成18年 3月期	平成19年 3月期
売上高	430,872	450,482	461,313
営業利益	21,861	25,731	29,080
経常利益	24,714	28,363	31,126
純利益	15,158	17,080	20,017

#### ③ 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

	氏名又は名称	発行済株式数の総数に占める大株主の持株数の割合
1	住友商事（株）	96.53%
2	ドイツ証券（株）	0.67%
3	ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	0.27%
4	野村証券（株）	0.25%
5	シージーエムエフピーシーエフエクイティ	0.24%

(注) 上記は、平成19年3月31日現在の大株主の状況です。

#### ④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係 平成19年3月31日時点で、当社は住商リースの発行済株式総数の96.53%、総株主の議決権の96.80%を有しており、住商リースは当社の連結子会社であります。

人的関係 当社は、住商リースに対して出向者3名を派遣しております。

取引関係 当社は、住商リースより各種設備の賃借・割賦による購入等を行っており、また、住商リースに対し、賃貸物件の販売、事務所の賃貸等を行っております。

(2) 当該株式交換の目的

当社は、株式会社三井住友フィナンシャルグループ（以下、「SMFG」）と、本邦ナンバーワンのリース事業の確立を目指したリース事業の共同事業化（住商リースと三井住友銀リース株式会社の合併）について合意しております。かかる合意に基づき、当社は、住商リースの完全子会社化を目指して、平成18年10月31日から平成18年12月7日まで住商リース株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」）を実施し、その結果、平成19年3月31日現在、住商リースの発行済株式総数の96.53%（議決権割合では96.80%）を保有しております。

当社は、本公開買付けにおいて意図した通り、リース事業の共同事業化にあたっては、リース事業新会社に対して住友商事グループと三井住友フィナンシャルグループの経営資源を迅速かつ効率的に投入できる関係を当社、SMFG及びリース事業新会社間で構築することが適当であり、かかる目的を達成するため、リース事業新会社を当社とSMFGの2社による共同事業形態にすることが最適と考えております。

以上の理由から、当社と住商リースは、当社を完全親会社、住商リースを完全子会社とする株式交換契約を締結いたしました。

(3) 当該株式交換の方法、株式交換完全子会社となる会社の株式一株に割り当てられる金銭の額（以下、「金銭の額」）及びその他の株式交換契約の内容

① 株式交換の方法

平成19年5月22日に締結した株式交換契約書に基づき、平成19年7月1日を株式交換の効力発生日として、住商リースの株主（当社を除く）が保有する住商リースの株式を当社に移転させ、住商リースの株主（当社を除く）に対して、金銭を交付します。これにより、住商リースは当社の完全子会社となります。なお、当社は簡易株式交換（会社法第796条第3項）、住商リースは略式株式交換（会社法第784条第1項）の規定により、それぞれ株主総会の承認を得ないで株式交換手続きを行います。

② 住商リース株式1株に割り当てられる金銭の額

住商リースの普通株式1株に対し、7,000円を割当交付します。ただし、当社が保有する住商リースの普通株式については割当交付を行いません。

③ その他の株式交換契約の内容

当社が住商リースとの間で平成19年5月22日付で締結した株式交換契約書の内容は次のとおりです。

株式交換契約書(写)

住友商事株式会社（以下「甲」という。）と住商リース株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」といい、本書を「本契約書」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

乙は、本契約に従い、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」という。）を行い、甲は、本件株式交換により乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

本件株式交換に係る株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 株式交換完全親会社

商号：住友商事株式会社  
住所：東京都中央区晴海一丁目8番11号

(2) 株式交換完全子会社

商号：住商リース株式会社  
住所：大阪府中央区北浜四丁目5番33号

第3条（株式交換に際して交付する金銭の額）

1. 甲は、本件株式交換に際して、本件株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）の前日の最終の乙の株主名簿（実質株主名簿を含む。）に記載又は記録された乙の株主（実質株主を含む。）のうち甲を除く者

に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、金7,000円の割合をもって金銭を交付する。

2. 甲が交付すべき金銭の合計額は、効力発生日の前日における乙の発行済株式総数から効力発生日の前日において甲の所有する乙の普通株式の数を控除した数に、金7,000円を乗じて得られた額とする。

#### 第4条（株式交換契約承認総会）

1. 甲は、会社法第796条第3項の規定に基づき、本契約について会社法第795条第1項に定める甲の株主総会の承認を得ずに本件株式交換を行う。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約について会社法第783条第1項に定める乙の株主総会の承認を得ずに本件株式交換を行う。

#### 第5条（効力発生日）

本件株式交換の効力発生日は、平成19年7月1日とする。但し、必要に応じて甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

#### 第6条（新株予約権等の処理）

乙は、効力発生日の前日までに、その発行する新株予約権をすべて消滅させるものとする。乙は、かかる新株予約権の消滅の方法及び条件につき、あらかじめ甲と協議のうえ、これを決定するものとする。

#### 第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務を執行し、かつ一切の財産の管理及び運営を行うものとする。また、甲及び乙は、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行う。

#### 第8条（本件株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後効力発生日の前日までの間において、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたとき、もしくは本件株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲乙協議のうえ、本件株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、もしくは本件株式交換を中止し、又は本契約を解除することができる。

#### 第9条（本契約の効力）

会社法第796条第4項の規定により甲が本契約第4条第1項に定める手続きによる株式交換を行うことができないとき又は第8条に従い本契約が解除されたときは、本契約はその効力を失うものとする。

#### 第10条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第11条（協議事項）

本契約書に定める事項のほか、本件株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議のうえ定める。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成19年5月22日

（甲）東京都中央区晴海一丁目8番11号  
住友商事株式会社  
取締役社長 岡 素之

（乙）大阪市中央区北浜四丁目5番33号  
住商リース株式会社  
取締役社長 山根 英機

(4) 金銭の額の算定根拠

株式交換に基づいて交付される金銭の額については、その公正性・妥当性を確保するため、当社及び住商リースが別個独立に第三者算定機関に専門家としての意見を求めることとし、当社は野村証券株式会社（以下、「野村証券」）を、住商リースはアーンスト アンド ヤング トランザクション アドバイザリー サービス株式会社（以下、「アーンスト アンド ヤング」）を、それぞれの第三者算定機関として選定しました。

野村証券は、株式交換に基づいて交付される金銭の額につき、DDM (Dividend Discounted Model) 分析、類似会社比較分析及び類似取引比較分析を採用し算定を行い、住商リースの株式1株に対して交付する金銭の額を、DDM分析では6,751円から7,919円、類似会社比較分析では4,274円から5,301円、類似取引比較分析では5,156円から6,707円と算定しました。（なお、DDM分析において前提とした将来の利益計画において大幅な増減は見込んでおりません。）

一方、アーンスト アンド ヤングは、株式交換に基づいて交付される金銭の額につき、DCF (Discounted Cash Flow) 法及び類似会社比準法を採用し算定を行い、住商リースの株式1株に対して交付する金銭の額を、DCF法では4,493円から7,221円、類似会社比準法では4,750円から5,421円と算定しました。（なお、DCF法による分析において前提とした将来の利益計画において大幅な増減は見込んでおりません。）

なお、住商リースは、現在、保有している子会社である浜銀ファイナンス株式会社の全株式を、横浜銀行グループへ売却することについて株式会社横浜銀行と協議中ではありますが、具体的条件のほか売却の成否につきましても現状では未確定であります。上記の算定を依頼するにあたり、野村証券及びアーンスト アンド ヤングに対し、同子会社に関する上記状況を報告しております。

上記記載のとおり、当社は野村証券に、住商リースはアーンスト アンド ヤングに、株式交換に基づいて交付される金銭の額の算定を依頼し、当該第三者機関による算定結果を慎重に検討し、また、本公開買付けの事実を考慮した上で、これらを踏まえ交渉、協議を重ねた結果、それぞれ平成19年5月22日に開催された取締役会において、株式交換に基づいて交付される対価(金銭)及びその額につき決定いたしました。当該金銭の額は、野村証券が当社に対して提出した算定結果、並びにアーンスト アンド ヤングが住商リースに対して提出した算定結果の範囲内で決定されたものです。なお、この金銭の額は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

(5) 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

- ・ 商号 : 住友商事株式会社
- ・ 本店の所在地 : 東京都中央区晴海1丁目8番11号
- ・ 代表者の氏名 : 取締役社長 加藤 進 (注)
- ・ 資本金の額 : 219,279百万円 (連結)
- ・ 純資産の額 : 現時点では確定しておりません。
- ・ 総資産の額 : 現時点では確定しておりません。
- ・ 事業の内容 : 総合商社

(注) 当社が平成19年5月7日に開催した臨時取締役会において内定したものであり、平成19年6月22日に開催する予定の定時株主総会終了後の取締役会において、正式に決定します。

以 上